



人材開発支援助成金のご紹介

1. 人材開発支援助成金制度 29年度版

厚生労働省所管の制度

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

30年度版はまだ未整備のため、平成30年3月31日までの申請は29年度版を活用

2. 助成の対象となる訓練

- OFF-JTのみの訓練で下記の赤字部分が対象



- 特定訓練コースの下記の4項目のうちの②
 - ① 労働生産性向上訓練：特定訓練機関が実施する訓練
 - ② 若年人材育成訓練：採用5年以内かつ35歳未満の育成
 - ③ 熟練技能・育成継承訓練：熟年指導者育成
 - ④ グローバル人材育成訓練：海外業務人材育成
- 一般訓練コース

3. 助成対象訓練「若年人材育成訓練」

- 訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる（対象企業：中小企業、中小企業以外）
- 訓練対象者
申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主において雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者
- 講習時間は10時間以上

4. 助成対象訓練「一般訓練コース」

- 特定訓練コース以外の訓練を事業主もしくは事業主団体等が実施する場合に助成。
- 訓練対象者
申請事業主（中小企業に限る）または申請事業主団体等の構成事業主等において雇用保険の被保険者
- セルフ・キャリアドッグ制度義務付け
制度の規定を労働協約や就業規則に規定

5. 助成額及び助成率

➤ 実施中の賃金助成：労働時間外は対象外

➤ 実施経費の助成：受講料等経費

受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代など、あらかじめ受講案内などで定めているもの。国や都道府県から補助金を受けている施設が行う訓練の受講料※や受講生の旅費などは対象外

助成率：特定訓練コース	45% (30%)	（）内は中小企業以外 生産性要件を満たす場合
	60% (45%)	
一般訓練コース	45%	

6. 申請から助成金支給までの手続き

注) 申請は30年3月31日までに!!

(原則、セミナー開始一か月前に提出)

- ① 人材開発支援助成金訓練実施計画届提出
申請書(様式1)、対象者一覧(様式4)、企業パンフレット
- ② 事業内職業能力開発計画書提出(様式3)
- ③ 訓練対象者の雇用契約書
- ④ OFF-JTの訓練カリキュラム
- ⑤ 「セルフ・キャリア ドッグ」：定期的に実施されるキャリアコンサルティングについて規定した書類
労働協約や就業規則に規定し、労使代表者の印と協約日付
- ⑥ 支給申請書提出(訓練終了後2か月以内)
支給要件確認申立書、支給申請書、賃金・経費内訳
Off-JT訓練実施状況報告

7. 詳細の確認

詳しくは、厚労省のホームページを参照、又はお近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

(一部ハローワークでも受け付けるものもあります)

◆インターネットでの検索

人材開発支援助成金

検索

◆ホームページ

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>
雇用>事業主の方のための雇用関係助成金>人材開発支援助成金
(旧キャリア形成促進助成金)

◆申請窓口：都道府県労働局

各都道府県労働局

➤ 東京都労働局助成金事務センターは次ページ参照



VTL LIGHTING ACADEMY

8. 東京労働局助成金事務センター

① 住所が昨年変更された

文京区後楽2-3-21住友不動産飯田橋ビル3階から



〒169-0073東京都新宿区百人町4-4-1
新宿労働総合庁舎へ移転

② 助成金センター申請・相談窓口は

新宿労働総合庁舎 2階：助成金第三係

③ アクセス

- J R山手線高田馬場駅戸山口から徒歩5分
- 西武線高田馬場駅戸山口から徒歩7分
- 東京メトロ東西線高田馬場駅1番出口から徒歩10分